

詳しく知りたい!

容リ法

〈第5回〉

容リ法における再商品化

容器包装リサイクル法

(以下「容リ法」)においては、特定事業者に対し再商品化義務が課せられており(容リ法第11条から第13条)、主に指定法人(日本容器包装リサイクル協会)への再商品化委託申し込みを行い、委託料を支払う方法により義務が履行されています。

今回は、容リ法におけるリサイクル、「再商品化」とは何かについて解説したいと思います。

リサイクルの定義は主に再商品化すること

一般的にリサイクルとは、ごみなどの廃棄物や不用品を、原材料やエネルギー源として有効に利用することをいいます。

廃棄物処理法やリサイクル関連法令では、再生利用、再資源化なども表記され、使用済み製品を

回収すること、リサイクル技術や装置を開発すること、ごみを正しく分別することもリサイクルに含まれるとされます。

容リ法におけるリサイクルとは主に「再商品化」をすることをいい、一般的なりサイクルの定義よりも範囲が限定されています。ここでいう「再商品化」とは、分別収集された容器包装廃棄物について、①製品の原材料として自社利用する、②製品としてそのまま自社で使用する、③製品の原材料として他社に引き渡せる状態にする、④製品としてそのまま他社に引き渡せる状態にすることをいいます(下図参照)。

再商品化義務は指定法人を通じて履行

そのため、一般的なりサイクルの手法として挙げられる、自主回収をし

たり、リサイクルに適した素材を開発するなどの行為だけでは、再商品化義務を履行したことにはならないため、指定法人を利用するルートなどを通して義務を履行する必要があります(義務履行方法の細部については「解説容リ法 容リ法って何だろう?」第5回記事をご覧ください。二次元コード参照)。

このように、容リ法においては、「再商品化」の定義を定め、行為を限定することにより、分別収集された容器包装廃棄物を確実に再商品化製品として循環させ、廃棄物の適正な処理および資源の有効利用を確保する機能が果たされているものと考えられます。

「再商品化」の定義

容リ法では、次に掲げる行為を「再商品化」と定めています(容リ法2条8項)

- ①自ら分別基準適合物を製品の原材料として利用すること
(例: 固形燃料、カレット、ペレットなど)
- ②自ら燃料以外の用途で分別基準適合物を製品としてそのまま使用すること
(例: 家畜用敷料、造粒砂など)
- ③分別基準適合物について、第一号に規定する製品の原材料として利用する者に有償または無償で譲渡し得る状態にすること
- ④分別基準適合物について、第一号に規定する製品としてそのまま使用する者に有償または無償で譲渡し得る状態にすること

※①②と③④の違いは、自社利用か他社利用の違い



再商品化義務履行方法の詳細はこちら

